

京都市上下水道局告示第59号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成30年 2月21日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市西京区御陵峰ヶ堂町1丁目3番地の12

株式会社 谷口管工

代表取締役 谷口 淳之

(2) 指定期間

平成30年 2月21日から平成30年 3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都市西京区御陵峰ヶ堂町1丁目3番地の12

谷口管工

谷口 淳之

(2) 廃止届出年月日

平成30年 1月31日

(上下水道局下水道部管理課)